

「海外ビジネス投資支援」に関する閣議決定の記述（令和6年）

■ 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(2) 海外活力の取り込み

(国際連携と対内・対外直接投資等の推進)

- 日本企業の海外展開を政府一体で促進するため、現地の実情に応じた資金支援策等の周知、在外公館等を活用した支援の強化、国際開発金融機関との連携を通じた現地企業との協調案件の組成促進に取り組む。
- 特に、東南アジア、南アジア、アフリカ、中南米等のグローバル・サウスとの面的な連結性の向上を目指し、エネルギー・通信・交通等の分野におけるプロジェクトの実証・実装支援に取り組む。
- ウクライナ復興に向け、スタートアップを含む日本企業の現地の活動を支援する。